

岐阜県大気汚染対策要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、以下「法」という。）第23条及び岐阜県公害防止条例（昭和43年岐阜県条例第35号）第25条の規定により、知事のとるべき大気汚染の緊急時の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業者の責務）

第2条 ばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）及び揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者（以下「VOC排出者」という。）は、常に工場又は事業場（以下「事業所」という。）からの大気汚染物質の排出抑制を行うものとする。

2 ばい煙排出者は、年1回以上（法に年2回以上の規定のあるものはその頻度）の自主測定を行い、大気汚染物質の排出状況を把握するものとする。

3 道路貨物運送業（日本標準産業分類の中分類44に定めるものをいう。）等を営んでいる者は、運転者に対し、常に自動車の合理的な運行の指導とともに無用なアイドリングをしないよう指導するものとする。

（市町村の責務）

第3条 市町村は、大気汚染情報が発令されたときは、第9条により住民に対し周知するものとする。

2 市町村は、住民からの大気汚染に起因する健康被害状況を把握するものとする。

（県の責務）

第4条 県は、大気汚染の状況を把握するため、大気環境の自動測定局（以下「基準測定局」という。）を県下に設置し常時監視するものとする。

2 県は、大気汚染の状況に関して、注意を促す場合等の情報の発令基準を設け、当該基準に達したとき及び解除する状態になったときは公表するものとする。

（大気汚染情報の発令及び解除）

第5条 前条第2項に定める情報（以下「大気汚染情報」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大気汚染予報 次号に掲げる大気汚染注意報を発令する可能性がある場合の情報
- 二 大気汚染注意報 大気の汚染が著しくなり、人の健康に係る被害が発生するおそれがある場合の情報
- 三 大気汚染緊急警報 大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康に係る被害が発生するおそれがある場合の情報

2 県は、大気汚染の状況が前条第2項に基づく発令基準（大気汚染物質及び大気汚染情報ごとに別表第1に定める状況をいう。以下「発令基準」とする。）に達したときであって、かつ、その状態が継続すると考えられる気象条件にあるときに大気汚染情報を発令するものとする。

3 別表第2に掲げる適用地域内の基準測定局の大気汚染の状況が発令基準に達したとき、大気汚染情報に基づく必要な措置を講ずべき市町村は、適用地域内の適用市町村（以下「発令市町村」という。）とする。

4 県は、大気汚染の状況が第2項で定める要件に該当しなくなった場合に、その発令を解除するものとする。

(オキシダント重点監視体制期間)

第6条 オキシダントに係る重点監視体制期間は、毎年5月1日から9月30日までの午前11時から午後5時までとする。ただし、午後5時にオキシダントに係る大気汚染注意報が発令中であって、その状態が継続すると考えられる気象条件にある場合は、この限りではない。

(事業者等の取るべき措置)

第7条 別表第3に掲げるばい煙排出者は、大気汚染情報発令時において、次に掲げる各号の措置を講ずるものとする。

- 一 大気汚染予報発令時においては、大気汚染注意報の発令に備えて排出ガス量の削減が行える体制をとるものとする。
- 二 大気汚染注意報発令時においては、事業所からの排出ガス量を予報発令時の20%程度削減するものとする。
- 三 大気汚染緊急警報発令時においては、事業所からの排出ガス量を予報発令時の40%程度削減するものとする。

2 別表第3に掲げるVOC排出者は、大気汚染情報発令時において、次に掲げる各号の措置を講ずるものとする。

- 一 大気汚染予報発令時においては、大気汚染注意報の発令に備えて自主的協力が行える体制をとるものとする。
- 二 大気汚染注意報発令時においては、VOCの管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的に協力するものとする。
- 三 大気汚染緊急警報発令時においては、注意報発令時と同様の措置、その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道路貨物運送業を営んでいる者は、次に掲げる各号の措置を講ずるものとする。

- 一 大気汚染注意報発令時においては、大気汚染緊急警報の発令に備えて、トラックの運行を自主的に制限する準備を行うものとする。
- 二 大気汚染緊急警報発令時においては、トラックの運行を自主的に制限するものとする。

(幹線道路における措置)

第8条 県は、大気汚染緊急警報の発令時に発令市町内の幹線道路を運転者が円滑に走行できるよう、道路交通法第4条第1項（公安委員会の交通規制）の規定により、県公安委員会に対して、信号機の調整等の措置を講ずよう求めることとする。

(住民等に対する周知)

第9条 県環境エネルギー生活部は、大気汚染情報の発令及び解除時において、別表第4、別表第5及び別表第6の連絡体制により、ばい煙排出者、VOC排出者、発令市町村、中部運輸局岐阜運輸支局（大気汚染緊急警報発令に限る。）、県教育委員会、県公安委員会（大気汚染緊急警報発令に限る。）、県関係機関等に周知するものとする。

2 発令市町村は、大気汚染情報（大気汚染予報を除く。以下この条において同じ。）の発令及び解除時において、別表第5及び6の連絡体制により、関係機関に周知するとともに、住民に対しても有線放送又は防災行政無線等で周知するものとする。

3 県教育委員会並びに県庁関係課並びに県事務所及び岐阜地域福祉事務所（以下「県事務所等」という。）は、大気汚染情報の発令及び解除時において、別表第5及び6の連絡体制により、関係機関に周知するものとする。

(被害の把握)

第10条 県又は発令市町村は、大気汚染情報の発令中に、住民等から大気汚染によると思われる健康被害（健康状態の異常）の相談又は報告を受けたとき、別表第7により症状等を確認するものとする。

また、教育機関等から20人以上の集団的被害の報告を受けたときは、別表第8により被害状況を確認するものとする。

2 発令市町村及び保健所は、別表第9の連絡体制により、別表第7はその都度、別表第8は被害状況が集計された段階で直ちに県事務所環境課及び岐阜地域環境事務所（以下「県事務所環境課等」という。）へファックス連絡するものとする。

また、集団的被害又は入院加療を要する重症被害が発生した場合は、事後経過等を確認し、その概要を報告するものとする。

3 県事務所環境課等は、前項の調査書及び県関係機関や県教育委員会等から直接受けた連絡等を別表第10にとりまとめ、別表第8とともに、その都度直ちに県環境管理課へファックス連絡するものとする。

4 県事務所環境課等は、必要に応じて周辺調査等を行うものとする。

(公表)

第11条 第4条第2項に定める公表は、別表第11により発令市町村に、別表第12により報道機関に対して行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月1日から適用する。

2 岐阜県大気汚染緊急時対策要綱は廃止する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成２７年３月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県大気汚染対策要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1

大気汚染情報の発令基準

物 質	大気汚染予報	大気汚染注意報	大気汚染緊急警報
硫黄酸化物	1 大気中における含有率の 1 時間値（次項を除き、以下単に「1 時間値」という。）が 0.2ppm 以上の状態で 2 時間継続した場合 2 1 時間値が 0.3ppm 以上の状態になった場合 3 1 時間値の 24 時間平均値が 0.15ppm 以上の状態になった場合	1 1 時間値が 0.2ppm 以上の状態で 3 時間継続した場合 2 1 時間値が 0.3ppm 以上の状態で 2 時間継続した場合 3 1 時間値が 0.5ppm 以上の状態になった場合 4 1 時間値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上の状態になった場合	1 1 時間値が 0.5ppm 以上の状態で 3 時間継続した場合 2 1 時間値が 0.7ppm 以上の状態で 2 時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の 1 時間値が $2.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の状態になった場合	大気中における量の 1 時間値が $2.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の状態が 2 時間継続した場合	大気中における量の 1 時間値が $3.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上の状態で 3 時間継続した場合
一酸化炭素	1 1 時間値が 20ppm 以上の状態で 5 時間継続した場合 2 1 時間値が 10ppm 以上の状態で 15 時間継続した場合	1 時間値が 30ppm 以上の状態になった場合	1 時間値が 50ppm 以上の状態になった場合
二酸化窒素	1 時間値が 0.4ppm 以上の状態になった場合	1 時間値が 0.5ppm 以上の状態になった場合	1 時間値が 1 ppm 以上の状態になった場合
オキシダント	1 時間値が 0.1ppm 以上の状態になった場合	1 時間値が 0.12ppm 以上の状態になった場合	1 時間値が 0.4ppm 以上の状態になった場合

別表第 2

発令地域、適用市町村及び基準測定局

発令地域	適 用 市 町 村	基 準 測 定 局
岐阜地域	各務原市、瑞穂市、本巣市、笠松町、岐南町、北方町及び大野町	岐阜中央測定局、岐阜南部測定局、岐阜北部測定局、岐阜明德自動車排出ガス測定局及び各務原測定局、本巣測定局
西濃・羽島地域	大垣市の一部、羽島市、垂井町、神戸町及び安八町	大垣中央測定局、大垣南部測定局、羽島測定局、大垣西部測定局及び大垣赤坂測定局
西濃南部地域	海津市、養老町及び輪之内町	海津測定局
揖斐地域	揖斐川町及び池田町	揖斐測定局
可茂地域	美濃加茂市及び可児市	美濃加茂測定局及び可児自動車排出ガス測定局
中濃地域	関市及び美濃市	関測定局
郡上地域	郡上市	郡上測定局
東濃西部地域	多治見市、土岐市及び瑞浪市	県多治見測定局、瑞浪測定局及び土岐自動車排出ガス測定局
恵那・中津川地域	恵那市及び中津川市の一部	中津川測定局及び恵那測定局
下呂地域	下呂市	下呂測定局
飛騨地域	高山市の一部	高山測定局

ただし、適用市町村の一部については次のとおりとする。

高山市 : 平成 17 年 2 月 1 日の市町村合併前の旧高山市の地域のみ

中津川市 : 平成 17 年 2 月 13 日の市町村合併前の旧中津川市の地域のみ

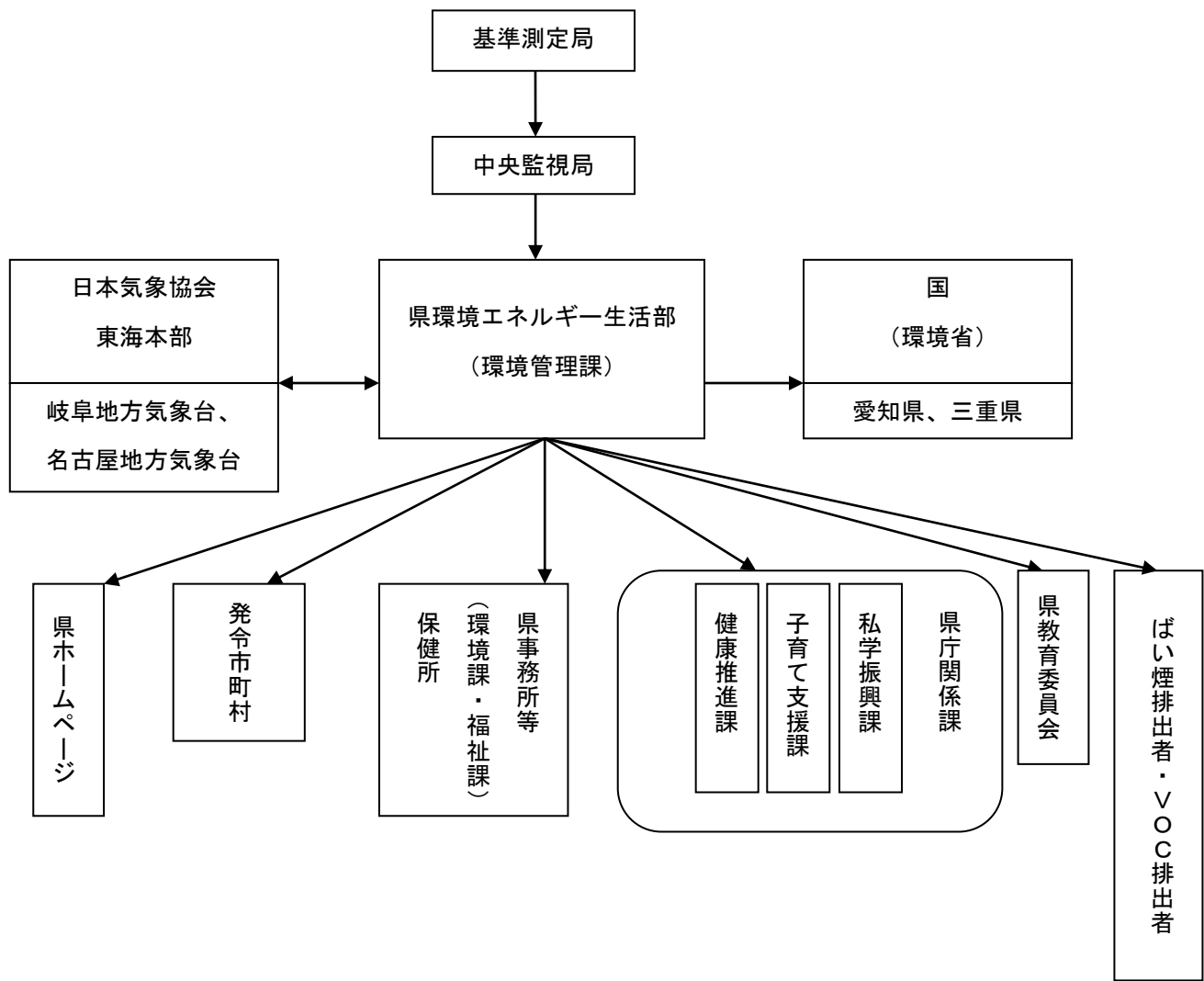
大垣市 : 平成 18 年 3 月 27 日の市町村合併前の旧大垣市、旧墨俣町の地域

ばい煙排出者及び VOC 排出者

物質	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質、一酸化炭素、 二酸化窒素	オキシダント
ばい煙 排出者	硫黄酸化物を10m ³ N/時 以上排出する能力のある 事業所	排出ガス量が5,000m ³ N/時 以上ある事業所	窒素酸化物を3,000m ³ N/年 以上排出する能力のある事業 所
VOC 排出者			法第2条第5項に定めるVO C排出施設を有する事業所

別表第 4

大気汚染予報の周知に関する連絡体制及び周知方法



(周知方法)

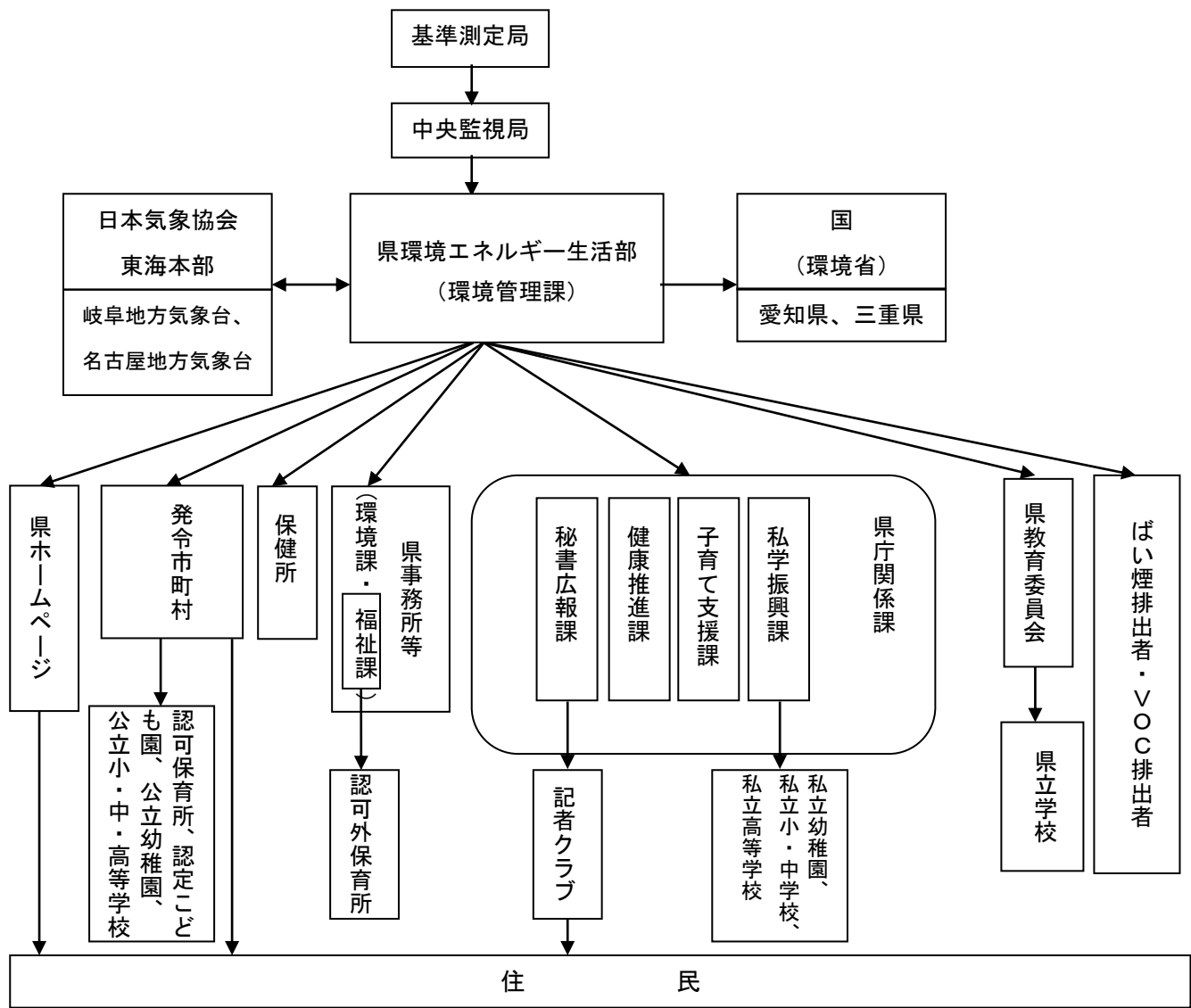
関係機関	周知の方法	内 容
発令市町村	表示等	対象物質、発令区分、発令時刻、 発令地域、注意事項
県関係機関		

備考：「内容」のうち「注意事項」は次のとおりとする。

- ① 健康被害が発生する濃度になる可能性がある。

別表第 5

大気汚染注意報の周知に関する連絡体制及び周知方法



(住民に対する周知方法)

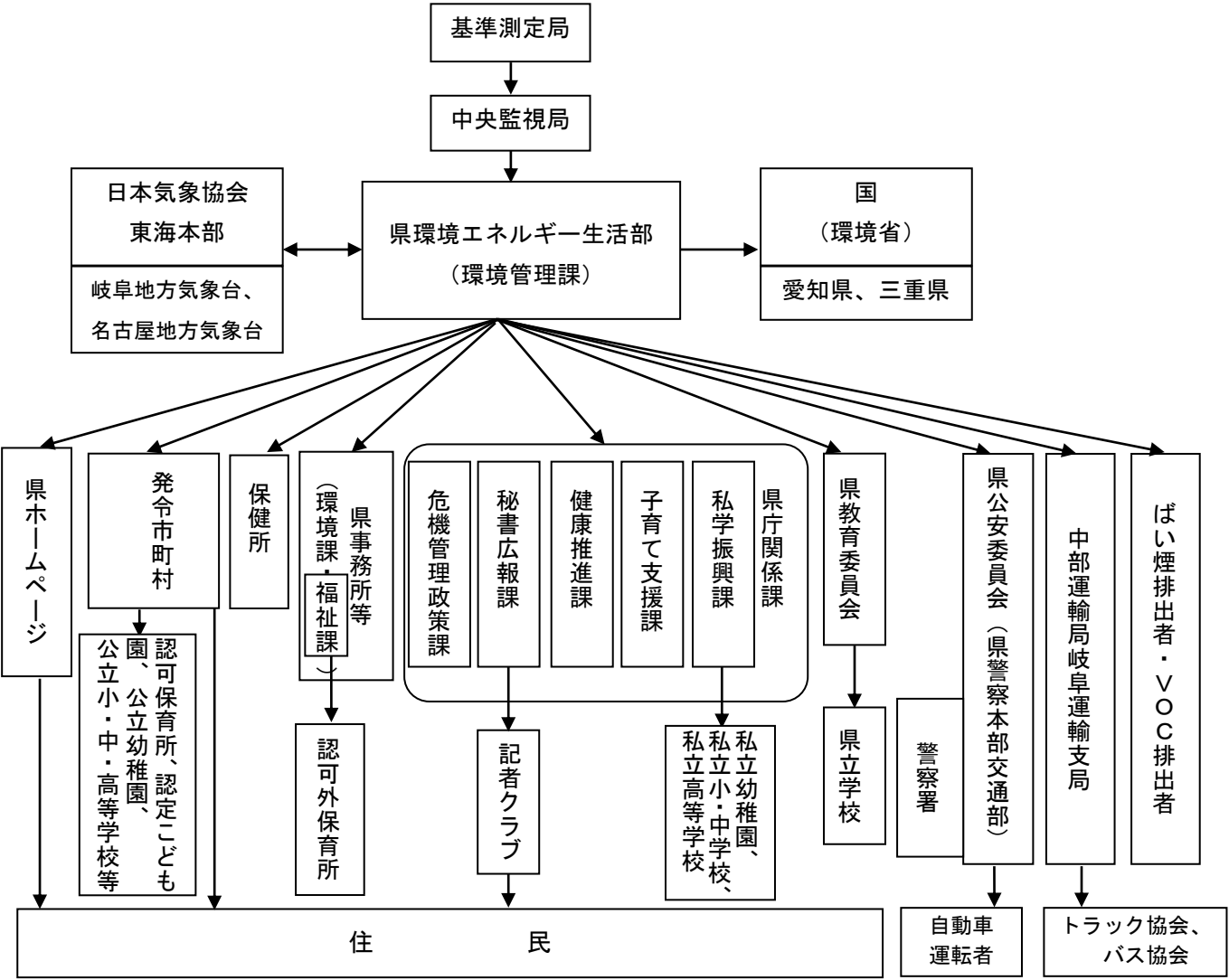
関係機関	周知の方法	対 象	内 容
発令市町村	広報、表示、同報無線等及び電話等	認可保育所、認定こども園、公立幼稚園、公立小・中・高等学校等及び住民	対象物質、 発令区分、 発令時刻、 発令地域、 注意事項、
県庁関係課	電話、電子メール等	私立幼稚園、私立小・中学校、私立高等学校、	
県教育委員会	電話、電子メール等	県立学校	
県関係現地機関	電話、表示等	認可外保育所及び住民	
報道機関	テレビ等	住民	

備考：「内容」のうち「注意事項」は次のとおりとする。

- ① 屋外における活動を中止して屋内に避難する。
- ② 外出をできるだけ避ける。
- ③ 眼、喉などに刺激を感じた者は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所等に連絡する。

別表第6

大気汚染緊急警報の周知に関する連絡体制及び周知方法



(住民に対する周知方法)

関係機関	周知の方法	対 象	内 容
発令市町村	広報、表示、同報無線等及び電話等	認可保育所、認定こども園、公立幼稚園、公立小・中・高等学校等及び住民	対象物質、 発令区分、 発令時刻、 発令地域、 注意事項、
県庁関係課	電話、電子メール等	私立幼稚園、私立小・中学校、私立高等学校	
県教育委員会	電話、電子メール等	県立学校	
県警察本部	警察署等で表示	自動車運転者	
県関係現地機関	電話、表示等	認可外保育所及び住民	
報道機関	テレビ等	住民（自動車運転者含む）	

備考：「内容」のうち「注意事項」は次のとおりとする。

- ① 屋外における活動を中止して屋内に避難する。
- ② 外出をできるだけ避ける。
- ③ 眼、喉などに刺激を感じた者は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所等に連絡する。
- ④ 自動車を運行しないようにする。

健康被害の相談等の内容

		受付機関名	
被害者の住所		職 業	
被害者の氏名	性別	男・女	年令 才
症状を感じたときの日時及び場所 ・ 日 時 ・ 場 所			
症状を感じたときの活動状況			
症状 （1）眼 （2）喉 （3）めまい （4）その他の症状（呼吸困難、四肢のけいれん 等）			
処置			
事後経過（入院加療を要した被害のみ）			
調査日時 調査者職氏名			

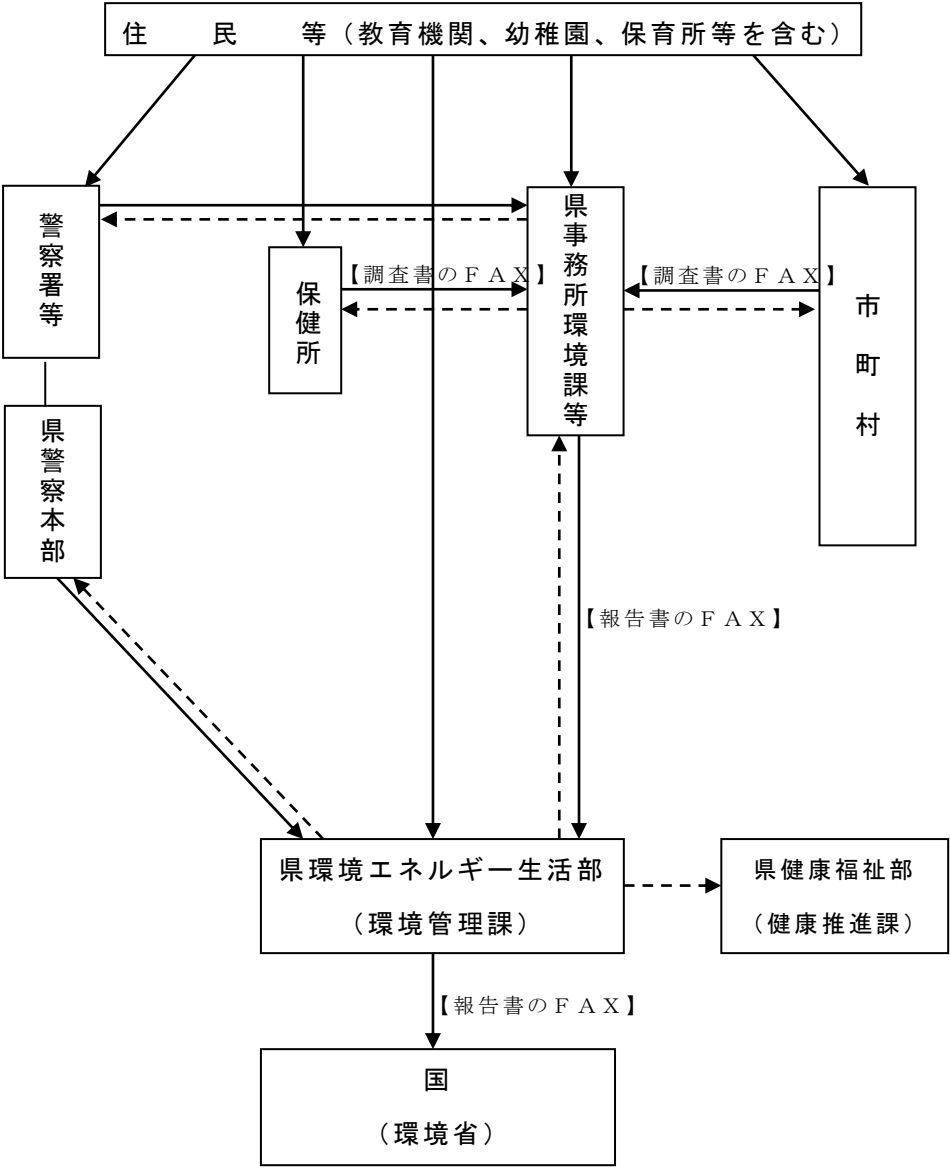
別表第 8（調査書）

健康被害の報告等（集団）の内容

受付機関名

被害発生場所				被害発生日時		
住所		名称		年 月 日 時 分 ～ 時 分		
被害訴え総数 人（内訳 男 人 ・ 女 人）				年令 才～ 才		
症状を感じた時の活動状況						
グループ	人数（男女内訳）	具体的活動状況	発生場所	症状	処置	事後経過
(例) 2年B組生徒	30 人（男 15、女 15）	体育の授業中	運動場	眼がチカチカ 男 15、女 15 喉が痛い 男 10、女 10 頭痛がする 男 1	保健室で洗顔し、症状が治まった。 頭痛を訴えた生徒は、1 時間以内に症状が治った。学校医にも症状を電話で連絡し、処置について指示を仰いだ。	5 時間後に症状が治まり、翌日退院した。
陸上部	20 人（女 20）	部活の練習中	運動場	眼がチカチカ 女 10 めまいがする 女 5 呼吸困難 女 1	呼吸困難の 1 名は、入院を受けた。	
被害者把握の詳細（例）訴え出た生徒の他にも被害者がいることが予想されたので、下校前全校生徒にアンケートをした。						
調査日時						
調査者職氏名						

健康被害に関する連絡体制



備考： —————→ 健康被害に関する相談又は報告、調査書等のファックス連絡
-----→ 情報提供

大気汚染による健康被害状況調

報告機関名

年月日	曜日	発令市町村	被害者の分類	年齢	被害者数 (男女内訳)	被害発生時間	健康被害の状況	処置	受付機関名
(例) 7.1		〇〇市	A中学校	13～15	5 (男3女2)	14:20	運動場でクラブ(陸上部)活動中、眼がチカチカ、胸が苦しくなった	洗顔、うがい、安静、2名は入院	保健所
7.5		△△市	主婦	38	1	15:00	テニス中、眼がチカチカした。	洗顔	〇〇市

記入上の注意

被害者の分類は、教育機関名や職業等（郵便集配人、交通誘導員等、具体的に示す）を記入すること。

一般広報文

大気汚染	予報 (注意報 緊急警報)	予報 (注意報 緊急警報)	発令のお知らせ
年 月 日 時 分、	地域に		
時現在の	についての (予報・注意報・緊急警報) を発令しました。		
の濃度は、次のとおりです。			
対象地域	測定局名	濃度	

●関係機関へのお願い

(予報の場合)

注意報発令に備えて、住民、保育所、幼稚園、小中高等学校等への連絡体制を確認してください。

(注意報、緊急警報の場合)

住民、保育所、幼稚園、小中高等学校等への周知をお願いします。

被害防止のために屋外における活動を中止して屋内に避難するとともに、外出をできるだけ避けてください。

眼、喉などに刺激を感じたときは、洗顔やうがいをしてください。

(緊急警報の場合は次を加える)

また、自動車の使用はできるだけ控えてください。

●発令要件

予報 ppm以上

注意報 ppm以上

緊急警報 ppm以上

●解除

解除時に連絡します。

●人体への影響

(光化学オキシダントの場合)

光化学オキシダントが高濃度になると、眼の刺激、気管支の異常感あるいは呼吸困難といった被害が発生することがあるが、ほとんどが比較的軽症の一過性のものである。

大気汚染	予報 (注意報 緊急警報)	予報 (注意報 緊急警報)	解除のお知らせ
年 月 日 時 分、	地域に発令していた		
についての (予報・注意報) を解除しました。			

●関係機関へのお願い

(予報の場合) ご承知おきください。

(注意報の場合) 住民、保育所、幼稚園、小中高等学校等への周知をお願いします。

大気汚染緊急警報 (緊急警報)	解除のお知らせ
年 月 日 時 分、	地域に発令していた
についての緊急警報を解除しました。	
時現在の	濃度は次のとおりです。
対象地域	測定局名 濃度

なお、引き続き大気汚染注意報を発令中ですので、関係機関におかれましては、濃度が注意報発令基準を下回るまで、注意をお願いいたします。

報道機関公表文

注意報（ 大気汚染 緊急警報（		注意報） 発令 緊急警報）
1	岐阜県は、年 月 日 時 分 地域に対し、 注意報 による大気汚染 緊急警報	を発令しました。
2	これは、濃度が 測定局で	p p mを記録したことによるものです。
3	（光化学スモッグ注意報・緊急警報発令の場合） 県は、主要工場に対して窒素酸化物及び揮発性有機化合物削減の協力を求めるとともに関係機関や市町村の協力で、広報活動に努めています。	

注意報（ 大気汚染 緊急警報（		注意報） 解除 緊急警報）
1	岐阜県は、年 月 日 時 分 地域に対し発令した 注意報 による大気汚染 緊急警報	を 時 分解除しました。
2	これは、濃度が 測定局で	p p m未満となったことによるものです。
3	（光化学スモッグ注意報・緊急警報解除の場合） 県は、窒素酸化物排出量及び揮発性有機化合物削減の協力を求めた工場に対して連絡するとともに、関係機関や市町村の協力で、広報活動に努めています。 （緊急警報解除の場合には次を加える） なお、引き続き大気汚染注意報を発令中です。	